

## プロビジネス・シリーズオプションサービス利用契約約款

ファーストサーバ株式会社（以下「当社」という）が提供するプロビジネス・シリーズ（以下「基本サービス」という）に付随するオプションサービス（以下「オプションサービス」という）の利用について、オプションサービスの利用者である法人または個人（以下「契約者」という）と当社とは、以下のとおり合意し、このオプションサービス利用契約約款（以下「本約款」という）を締結するものとします。

### 第1章 総則

#### 第1条 （定義）

- 本約款で使用される用語について、以下のとおり定義します。
  - 「基本契約」とは、当社と契約者との間で締結される基本サービスの提供にかかる契約をいいます。なお、基本契約にかかる約款を「原約款」といいます。
  - 各条文で使用する「本サービス」とは、各条文の見出しに示すオプションサービスを指すものとします。
  - 各条文で使用する「ライセンサー」とは、各オプションサービスの機能を提供する為当社が利用するソフトウェア等の保有者および指定代理店をいうもので、別記1に定めるとおりとします。

#### 第2条 （約款の適用等）

- 本約款が適用されるオプションサービスの種類は、以下の表に記載のとおりとし、本約款に定めのない事項については、原約款の定めが適用されるものとします。なお、次章の定めは、各オプションサービスの特約を定めたもので、以下の表に基づき各オプションサービスに適用されます。

【オプションサービス名称】	【特約条文番号】
ウィルス駆除サービス	第3条
プロセス監視サービス	第4条

- 前項で定める特約において、原約款の規定を否定する旨の定めのない場合は、これらの特約は原約款の定めに加え適用されるものとします。
- 別記1に定めるライセンサー別特約は本約款の一部として適用するものとします。
- オプションサービスの利用は、契約者と当社との間で基本契約の締結を条件とします。基本契約が終了となった場合、オプションサービスの提供は、基本契約の終了の日をもって自動的に停止されます。
- 当社は、オプションサービスの提供に際し契約者から取得した個人情報をオプションサービス提供のために必要な範囲でライセンサーに提供できるものとし、契約者は、当社による当該個人情報の提供について同意するものとします。

### 第2章 特約

#### 第3条 （ウィルス駆除サービスの特約）

1. 当社は、別記1に記載のライセンサーよりメールウィルス駆除の機能を果たすエンジン(以下「ウィルス駆除エンジン」という)の使用許諾を受け、ウィルス駆除エンジンを使用し本サービスを提供します。
2. 契約者は、以下の各号の全てを承諾した上で本サービスを利用するものとし、各号いずれかに起因して自らが被った、または、第三者に与えた損害について当社およびライセンサーを免責し、何らの賠償請求等をしないものとします。
  - (1) 削除の対象となるウィルスは、それぞれの時点で適用されるライセンサーのウィルス定義ファイル(以下「定義ファイル」という)に定められたもののみで、常に存在する全てのウィルスの100%駆除を保証するものではありません。
  - (2) 定義ファイルは、ライセンサーにより随時更新されますがその更新内容および更新のタイミングは、ライセンサーの任意によるものとし、契約者の期待する内容またはタイミングに合致することを保証するものではありません。
  - (3) ウィルスの駆除に際して、ウィルス以外のメール通信の全部または一部が削除、破壊等されることがあります。また、一旦削除、破壊等されたメール通信の全部または一部を補修、復元することはできません。
  - (4) 本サービスの利用によりメールの送受信に遅延等の不具合が生じることがあります。

#### 第4条 (プロセス監視サービスの特約)

1. 契約者は、当社が Web ページで公開するプロセス監視サービス利用にかかるマニュアル、注意書き等(以下「マニュアル等」という)に従いこのサービスの利用に必要な設定等を行うとともに、利用にあたり、マニュアル等を遵守するものとします。
2. このサービスでは、当社がプロセス監視サービス提供の仕様(以下「提供仕様」という)において定める監視手段を用いて、各監視項目についての監視を行います。契約者は、当社の Web ページに公開される提供仕様をよく読み、十分に理解の上、このサービスを利用するものとします。
3. 契約者は、プロセス監視サービスによる監視の結果(以下「監視結果」という)について以下のすべてを承諾し、このサービスを利用するものとします。
  - (1) 監視結果は、提供仕様に定める監視方法により判明するものに限定されること
  - (2) 監視方法によっては、監視結果がサーバの実態と合致しない場合があること
  - (3) 監視結果に基づき契約者が行ったこと、又は、行わなかったことに起因し、契約者が被った損害について当社は何らの賠償をしないこと
4. 監視結果に関する調査及び対策の実施等は、契約者の責任で行うものとします。当社は、監視結果の内容に関する問合せを受付ず、また、監視結果に関する調査及び対策の実施等を行いません。

#### 別記1

オプション サービス名称	ライセンサー	ライセンス ソフト	ライセンサー別特約
ウィルス駆除 サービス	パラレルス 株式会社	Parallels(R) Plesk Panel	1. ライセンスソフトの利用に際し、契約者は以下の各号の全てを承諾するものとします。 (1) パラレルスは、ライセンスソフトについて一切の保証をしないこと。

			<p>(2) 契約者がライセンスソフトの使用に関連し、何らかの損害を被った場合でも、パラレルスに対し、損害賠償請求を含む一切のクレームを申し立てないこと。</p> <p>(3) 契約者はライセンスソフトの複製、改変、頒布、譲渡、貸与、二次的派生物の作成を行なわないこと。</p> <p>(4) 契約者はライセンスソフトのリバース・エンジニアリング、逆コンパイル、または逆アセンブル等一切の解析を行なわないこと。</p> <p>(5) 契約者はパラレルスの著作権、特許権、商標権及びその他知的所有権にかかる表示を削除または変更しないこと。</p>
--	--	--	--

## 附則

### 第1条（発行期日）

1. 2007年12月11日 施行

### 第2条（改定）

1. 2008年3月6日 一部改定
2. 2008年4月9日 一部改定